

給料の特別調整額の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 63 号

給料の特別調整額の特例に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額の特例に関する規則（平成17年岩手県規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号。以下「条例」という。）<u>附則第 17 項</u>の規定に基づき、給料の特別調整額の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(行政職給料表 8 級以上の職員に相当するもの)</p> <p>第 2 条 <u>条例附則第 17 項第 1 号</u>の知事が定める職員は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(行政職給料表 6 級又は 7 級である職員から除く職員等)</p> <p>第 3 条 <u>条例附則第 17 項第 2 号</u>の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級又は 7 級であるものから除く職員として知事が定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 <u>条例附則第 17 項第 2 号</u>の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして知事が定める職員は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号。以下「条例」という。）<u>附則第 18 項</u>の規定に基づき、給料の特別調整額の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(行政職給料表 8 級以上の職員に相当するもの)</p> <p>第 2 条 <u>条例附則第 18 項第 1 号</u>の知事が定める職員は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(行政職給料表 6 級又は 7 級である職員から除く職員等)</p> <p>第 3 条 <u>条例附則第 18 項第 2 号</u>の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級又は 7 級であるものから除く職員として知事が定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 <u>条例附則第 18 項第 2 号</u>の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして知事が定める職員は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。